



消食表第165号
食安発0614第1号
平成25年6月14日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

消費者庁次長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について（食品衛生法並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係）

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号。以下「整備法」という。）が平成25年6月7日に成立し、平成25年6月14日に公布されたところである。

これに伴い、所管する法律が改正され、公布日（平成25年6月14日）に施行された。これらの改正の趣旨、内容等は下記及び別添のとおりであるので、御了知の上、その事務の運営に当たってよろしく御配慮願いたい。

記

第1 改正の趣旨

整備法は、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものである。なお、整備法により改正された法律のうち、所管のものは以下のとおりであること。

- ・食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（消費者庁及び厚生労働省共管）
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）（厚生労働省所管）

第 2 改正の内容

1 食品衛生法（以下、この項において「法」という。）の一部改正（整備法第 21 条関係）

国が定める食品衛生に関する監視又は指導の実施に関する指針（以下「監視指導指針」という。）に基づき、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）は、都道府県等食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、公表するとともに、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に報告することとされている（法第 24 条）。一方、国が監視指導指針を策定又は変更（法第 22 条）した際には、これを公表することとしか規定されていないことから、監視指導指針の策定又は変更をした厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、これを都道府県知事等に通知することを明文化すること。

2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下、この項において「法」という。）の一部改正（整備法第 35 条関係）

委任都道府県知事等が指定検査機関に食鳥検査の全部若しくは一部を行わせることとした場合又はその全部若しくは一部を行わせないこととした場合において、委任都道府県知事等から厚生労働大臣への報告に係る規定（法第 24 条第 1 項及び第 34 条第 2 項）は、廃止すること。

なお、都道府県から指定検査機関への委任の状況については、法第 28 条に基づく指定検査機関から厚生労働大臣あての業務規程の変更の申請により、引き続き把握することとしていること。

第 3 施行日

整備法の公布日（平成 25 年 6 月 14 日）から施行すること。

○ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（抄）（第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第二十二條（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、<u>都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）</u>に通知しなければならない。</p> <p>第二十四條 都道府県知事等は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>②⑤（略）</p>	<p>第二十二條（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>第二十四條 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>②⑤（略）</p>

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（抄）（第三十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第二十四条 第二十一条第一項の規定により指定検査機関にその食鳥検査を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、当該指定検査機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該食鳥検査の業務を行う事務所の所在地並びに当該指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務及び当該食鳥検査の業務の開始の日を公示しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（食鳥検査の委任の解除）</p> <p>第三十四条 （略）</p> <p>2 委任都道府県知事は、指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせないこととしたときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>第二十四条 第二十一条第一項の規定により指定検査機関にその食鳥検査を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、その旨を厚生労働大臣に報告するとともに、当該指定検査機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該食鳥検査の業務を行う事務所の所在地並びに当該指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務及び当該食鳥検査の業務の開始の日を公示しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（食鳥検査の委任の解除）</p> <p>第三十四条 （略）</p> <p>2 委任都道府県知事は、指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせないこととしたときは、その旨を、<u>厚生労働大臣に報告するとともに</u>、公示しなければならない。</p>